

令和2年度

予算審査特別委員会会議録

【速報版】

令和3年3月11日

午前10時 開会

○谷委員長 おはようございます。委員各位におかれましては、御多忙の折、御参集をいただきまして、誠にありがとうございます。

ただいまから令和2年度予算審査特別委員会を開会いたします。

本日の案件につきましては、本会議において本委員会に付託されました議案第11号「令和2年度大阪府泉南市一般会計補正予算（第11号）」から議案第14号「令和2年度泉南市下水道事業会計補正予算（第2号）」の計4件について、審査いただくものでありますので、委員各位におかれましては、よろしくお願いをいたします。

なお、本委員会に付託されました議案については、委員会付託事件一覧表といたしまして、タブレットに掲載しておりますので、御参照いただきたいと思います。

それでは、会議に先立ち、理事者から発言を求めていますので、これを許可いたします。

○竹中市長 おはようございます。委員長のお許しをいただきましたので、令和2年度予算審査特別委員会の開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

谷委員長さんを初め、委員の皆さん方には、日頃から市政各般にわたり、深い御理解と御協力を賜っておりますことに対しまして、厚く御礼を申し上げます。

さて、本日の委員会は、令和3年第1回定例会において付託されました議案第11号、令和2年度大阪府泉南市一般会計補正予算（第11号）から議案第14号までの令和2年度各補正予算について御審査をお願いするものでございます。

よろしく御審査をいただき、御承認を賜りますようお願い申し上げます。甚だ簡単ですが、御挨拶させていただきます。どうぞよろしくお願いをいたします。

○谷委員長 会議に先立ち、理事者から発言を求めていますので、これを許可いたします。

○山上総務部長 おはようございます。御審査をいただく前に、資料説明のお時間を少し頂戴したいと存じます。

タブレットに掲載しております、タブレットの

令和2年度予算審査特別委員会フォルダに掲載しております議案第11号、令和2年度大阪府泉南市一般会計補正予算（第11号）に関する資料について御説明させていただきたいと思っております。

去る2月25日開催の総務産業常任委員協議会におきまして、本日御審査いただきます一般会計補正予算（第11号）の歳出予算の総務費、行政事務事業の報償費954万4,000円について質疑がございました。

その際、弁護士報酬の内容、そしてその報酬を支払う要因となった住民訴訟の内容等について、後刻資料を提出し、説明することとなり、事務局から事前にその資料を配信していただいております。その内容につきまして、御説明をさせていただきます。

まず、弁護士報酬の内容ですが、これは泉南市幡代区にある首池土地売却に係る住民訴訟の原告が棄却され、判決が確定しましたので、弁護士に成功報酬を支払うものでございます。

報酬の積算ですが、泉南市訴訟事件等の報酬に関する規程第4条におきまして、訴訟事件の経済的利益の額を基準として、報酬の算定基準を設けております。

本件では、損害賠償請求額の9億円が経済的利益となり、算定基準に基づく報酬率で算定いたしますと、報酬額は4,771万8,000円となりますが、住民訴訟という特殊性を考慮し、弁護士と協議を重ねた結果、4,771万8,000円から80%減額した954万3,600円を成功報酬とすることとなったものでございます。

次に、住民訴訟の概要は、記載のとおりとなっておりますので、説明のほうは省略させていただきます。

次に、原告名の公表についてですが、原告の氏名は個人情報に該当するため、泉南市個人情報保護条例第8条第1項の規定に基づき、公表しないということとしております。

以上、甚だ簡単ではございますが、資料の説明とさせていただきます。

○谷委員長 ありがとうございます。

なお、本日、会議の傍聴の申出がございました。傍聴のお取扱いについて御協議、御決定いただき

たいと思いますが、御意見等はありませんか。
———それでは、傍聴者の入室を許可いたします。

〔傍聴者入室〕

○**谷委員長** なお、本日傍聴者から撮影の申出がありました。委員長においてこれを許可しませんので、御了承願いたいと思います。

これより議案の審査を行います。議案の内容につきましても、本会議において既に説明を受けておりますので、これを省略し、質疑から始めたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○**谷委員長** 御異議なしと認めます。よって審査の方法については、提案理由並びに内容の説明を省略し、質疑から始めることに決定をいたしました。

なお、質疑並びに理事者の答弁の際は、着席のままです。よろしくお願いいたします。

それでは、これより議案の審査を行います。

初めに、議案第11号「令和2年度大阪府泉南市一般会計補正予算（第11号）」を議題とし、質疑を行います。質疑はございませんか。

○**森委員** おはようございます。よろしくお願いいたします。

質問は3点です。

まず1点目は、減収補てん債、これは年度内の資金繰り対策として、コロナ禍による税収不足の穴埋めのための赤字地方債でありますけれども、それが発行が許可されて、可能額、多分恐らくこれは全額発行するということだろうと思っておりますけれども、75%が後に交付税措置されると。

その内訳なんですけれども、法人税割、これは対象品目として法人税割が約6,500万ですか、この予算書によりますと。

あとの税収不足の内訳をお知らせいただきたい。あと何があるか、地方消費税とか、そういうものですね。これはちょっと分からないので、その内訳をお示しいただきたい。

それから、このほかに、対象になっていない分と、対象になるのが、これは1億6,000万だとすると、その対象外の税収不足、あわせてトータル税収不足は幾らになるのか、わかりますか。聞き

方が悪いですか。ということがまず1点目。

それから、2点目は、猶予特例債なんですけれども、これは1年で返さないかんわけですよ。この1億8,000万というのは、徴収を猶予する額ずばりなのか、どうか。

要するに、コロナ禍によって、いただく税金を泉南市として1年間猶予するという、その額ずばりが、この1億8,000万なのかということです。それが2点目。

それから、3点目は、先ほど御説明のありました顧問弁護士の成功報酬の件なんですけれども、九百五十何万という。これはこの前も申し上げましたけれども、この大変な時期に、この950万という額は、泉南市にとって、泉南市民にとって大変痛い。

泣き面に蜂といいますか、想定外の出費なんです。だから、これは裁判がどうのこうのということではなくて、そのよし悪しは、それは市民が判断してくれたらいいんですけれども、私はこういう事実が、裁判があったということ、市民の皆さんに知っていただく必要があるんじゃないかということで、前に申し上げたわけです。

先ほどのような資料を、それで出していたんですけれども、その中で、元原告のお名前、市民のお名前が個人情報であるから、同意なくして公表できないということなんです。それはそのとおりやろうと思います。

御本人にお聞きしましたら、行政が公表することは同意しないと。ただし、私、森が言うことには同意するというお答えでありました。

かと言うて、私がここで検討させていただきませぬけれども、私も子どもじゃないので、ここであえて公表するつもりはありません。今後、検討させていただきます。

それで、それはそれとしまして、この950万も本当に痛いんですよ。だから、これはここから先の話は、ひょっとしたら不適切な私の発言内容になるかもしれませんけれども、あえて申し上げます。

判断していただいて、それはあかんということであれば、議会もともに判断していただいて、私も撤回し、謝罪しますけれども、制裁も受けます

けれども、あえて言わせていただくなれば、この顧問弁護士さんにはお願いはできないのかなと思うんですよ。

というのは、どういうお願いかという、泉南市も大変台所が厳しくて、この950万をお支払いすることは本当に痛いんだと。議会でこんなあほなこと言うやつもおるんやと。

要は、この顧問弁護士さんから、泉南市に対してふるさと納税ということをお願いできるのか、できないのか。

こんなこと言うたらあかんのか。議会で上程したら、こんなこと言えというあほな議員がおりまんねやと。そういうことですね。

○**谷委員長** ただいまの委員の質問に対しまして、理事者の答弁を求めます。

○**赤野財政課長兼行革・財産活用室参事** まず、減収補てん債の内容、内訳なんですけれども、市民法人税割5,880万円、法人事業税交付金130万円、利子割交付金690万円、地方消費税交付金8,250万円、地方揮発油譲与税150万円、航空機燃料譲与税1,190万円の内訳、これは合計で1億6,290万円となっております。

市民法人税割については、市の税務課からで、交付金、譲与税等は国・府からの1月中旬頃の数字をもとに出しております。

続いて、猶予特例債についてなんですけれども、ずばりかどうかという御質問やったと思うんですけれども、この借入れが4月初旬には財政融資に対して出さないといけないというふうになっていますので、3月末時点での今、市税の猶予の分と恐らく国・府から猶予分というのが示されると思いますので、その額で猶予特例債の発行というのを考えております。イコールということで考えております。

以上です。

○**山上総務部長** 顧問弁護士の件ですけれども、顧問弁護士におきましても、泉南市の財政状況を重々理解していただいております。

そういうこともありまして、本来約4,800万の報酬の部分の80%減額し、この額に話し合いでまとまったところでございます。

議員提案の、ふるさと納税をしてもらえないか

という点につきましては、議会のほうでこういった意見も出ましたので、私のほうから弁護士の先生にそういった、ふるさと納税の協力をいただけないかということで、一度お話をさせていただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○**森委員** すみません、恥かくようなことをさせて、よろしく願います。

それは弁護士さんの判断やから、その後のことはそれはしようがないですね。

多分、これ多分というか、その話は別にして、財政のほうですけれども、要するにこれだけ、ああ、総額何ぼ足らんのか言うていない。これ以外に足らんのは何ぼあるのか。

○**赤野財政課長兼行革・財産活用室参事** 不足になる税収については、今現在、3月上旬に決算見込みの各課への集計というのを依頼しております。

3月中旬ぐらいから、また集計いたしまして、税収、どれぐらい足りないかというのを把握し、歳出については、決算見込み、どれぐらい不用額が出るのかというのを集計してまいりますので、現在集計中ということで、願います。

○**森委員** 集計中じゃしようがない。

それから、その猶予特例債、ちょっと説明がよう分からんかったんやけれども、要は1年たったら返さなあかんですよ。

これ、変な話やけれども、もうこれ信じて1年たったら、みんな入ってくるということを信じなしようがないよね。徴収猶予した分も、1年以内に全額徴収できると。それはしようがないやろうな。性善説に立ってやらなしようがないね。

財政なんですけれども、これは多分、これだけ以上、何ぼか分からんですけれども、税収が足らんわけですね。

これは、決算、私は赤字を打つべきやと。これ基金入れたら黒字になるから黒字でいきますでは、どうなんやろう。黒字にするつもりなのか、赤字を出すつもりなのか。

○**赤野財政課長兼行革・財産活用室参事** 赤字を出すのかという御質問なんですけれども、赤字決算にならないように、この減収補てん債であるとか、猶予特例債の発行というのを考えています。

多くの基金を取り崩さないというためにも、この地方債というのは発行すべきかなというふうに考えています。

予算編成上、基金残高が泉南市は少ない状況になっていますので、予算編成であったり、基金残高は使われる財政健全化の指標である将来負担比率であったり、基金残高が減りますと、その比率が悪化したりするという状況にありますので、なるべく黒字を保つというのと、基金残高を減らさないというために、この発行を考えているということです。

以上です。

○森委員 これは赤字であろうが黒字であろうが、財政の実態は変わらないんだから、どっちでもええといええ話なんですけれども、ただ、基金をはめて何としても黒字を保っていくという姿勢が、それでええのかどうかという問題なんですよ。

ここまで逼迫していて、これは泉南市だけの問題じゃないですよ。逼迫しているということ、やっぱり市民の皆さんにも知っていただかなければいけないし、何とか宣言も10年以上たって野ざらしになっている状態です。

この際、職員さんたちが気が緩んでいるとは言いませんけれども、しっかりやっていただいているんだけれども、市民に状況を、つぶさに明らかに御理解をいただくと。

職員さんたちにも、再度引き締めをもって、やっていただくという意味で、無理やりに黒字にすることは、私はないと思うんです。だから、赤字にしたデメリットは、何かあるのやろうと思うけれども、事務的なね。どうですか。

○山上総務部長 この猶予特例債についてですけれども、この分の税収については、本来入ってくるべき税収が猶予するがために、翌年度になるということですので、本来の決算を打つためにも、この猶予特例債を発行して、令和2年度も正式な決算を見るということでございます。

市民の皆さんに財政状況を理解していただくところについては、先般の一般質問にもありましたように、7月頃に財政状況の説明会をさせていただきまして、市民の皆様は泉南市の現状を分かりやすく説明したいというふうに考えており

ます。

以上でございます。

○谷委員長 では、ほかに。

○古谷委員 ちょっと先ほどの関連質問をさせていただきます。

議案第11号の弁護士報酬についてなんですけれども、ちょっと確認したいんですけれども、この弁護士さんは、毎月報酬を泉南市から払われているんですよね。

この間、くみとの裁判の件がありましたよね。これは、もちろん同じ弁護士ですかね。当たり前のことを質問するんですけれども、ちょっとそれだけ、毎月何ぼ払って、報酬は年間何ぼ払われているのかどうか。

あと、泉南市の顧問弁護士を何年やられているのか、ちょっと参考までに聞かせてください。

○川端総務課長 お答えします。

弁護士報酬なんですけれども、年2回に分けて払わせていただいています。額につきましては、ちょっと申し訳ありません。今手元に資料がございません。

せんだってのくみとの件なんですけれども、くみとの件と同じ弁護士ということになっております。

○古谷委員 何年やっているんですか。

○川端総務課長 申し訳ないです。今手元に資料がございません。

○谷委員長 川端課長、資料が今はないということなんですけれども、後でできますか。

○川端総務課長 分かりました。失礼しました。申し訳ないです。

○谷委員長 古谷委員、それでいいですか。

○古谷委員 ごめんなさいね。この資料は後でいいんですけれども、結構な金額を払っているんですよね、毎月。年間2回と今言われていたんですけれども、結構な金額を払っているんでしょう。月1万とかのレベルではないんじゃないですか。

さっき森委員からもふるさと納税も出ていたんですが、弁護士と、今いろいろ安い弁護士さんもいるしね、弁護士の数も増えてきている中で、やっぱりこれ訴訟問題でこんだだけ金額、次もまた報酬額は、これは決まっているんですよね、大体、

額によって、報酬は変えられないというがあるので、ちょっとこの辺、やっぱりもっと融通をきいてもらえるような弁護士が、幾らでもいてるんで、これは議員と一緒に4年に1回じゃないですけども、見直すべきじゃないですかね。これだけの金額を。

今後もだから、それでどんどん増えてくるわけじゃないですか。毎月払っているんで、これは交渉の余地はやっぱりあると思うんですよね。毎月払っていたら。そのための顧問弁護士なんでね。

逆に、ただでも受け入れて、その場でもやれるような信頼関係のやっぱり弁護士をつくるべきじゃないですかね。ちょっと一言、それを。長年やっているんであればね。

○山上総務部長 まず、毎月の弁護士報酬について、ちょっと今額を調べていますので、また後刻報告させていただきますけれども、この報酬につきましても、近隣市町村と比べましたら、かなり低い額で毎月お願いしております。

この毎月の顧問弁護士費用につきましては、こういった裁判以外のいろんな相談に対応していただいているというところで、こういった裁判費用の関係については、別途お支払いさせていただくこととなっているところでございます。

以上でございます。

○古谷委員 聞く気はなかったけれども、そんな僕、ど素人でも分かりますよ、それは山上部長、そんなものはね、ほかの相談もあるって。

だから、僕は冒頭も申し上げたように、人間関係ができて、そういうのは交渉はできるんですよ。実際に僕も経験しているから。僕ができて、何で役所ができないのか。その弁護士を紹介しようか、そうしたら。

だから、財政が大変だったら、そういうお金も必死で交渉するべきと違いますか。弁護士でも、そうしたら入札かけたらいいのと違うのか。

○幡中副市長 顧問弁護士についての質問にお答えさせていただきますけれども、私もちょっと大阪府に在籍しているときも、府の顧問弁護士の関係の仕事もさせていただいておりました。

弁護士さんというのは、それぞれに専門分野というのがございまして、弁護士であれば誰でもど

のような訴訟でも全部対応できるというよりは、例えば土地に強い弁護士なり、行政に強い弁護士なりというふうに、結構専門分野化されております。

その中で、行政に強い弁護士というのも、やっぱり一定その分野にたけた人というのがいまして、弁護士であれば誰でもいいというものではないのではないかなというふうに、私は思っております。

あともう1点、委員おっしゃっているとおり、その弁護士さんと全く交渉の余地がないかと言われると、もちろん交渉の余地はありますし、お互いの契約関係で、顧問弁護士契約なり、この訴訟委任事務契約なりをやっておりますので、別に今現在、我々がしている金額は、これが正しいものだ、フィックスなものだというつもりはございません。

です。その点につきましては、一定交渉はさせていただきますけれども、例えばですけれども、低額にさせていただける弁護士さんなら、それでいいというものでもございませんので、その辺は我々も、その弁護士さんの実績等も見まして、そして各周辺自治体なりの相場も見まして、その辺で交渉していただくというふうに思っておりますので、よろしく申し上げます。

○谷委員長 ほかに。

○田畑委員 おはようございます。ちょっと質問に入る前に、2つあるんですけども、ここ数年のこういう予算委員会的な今日の補正にしるそうなんですけれども、質問を来るの分かってんねんから、その資料がないとか分からんとか、ちょっと待ってくれというのが、最近ここ数年めちゃくちゃ多いような気がすんねんけど。

何かちょっとお互い構え方が緩いのと違うかなというがあるので、もう少し、今日なんか顧問弁護士の報酬っていう質問が飛ぶと、俺普通に思うねんけれども、その辺の準備だけお願いしたいなと思います。

冒頭に山上部長のほうから御説明があったとおり、個人情報関係のことなんですけれども、これは本人、ブログとかでみずから書きまくって、泉南市民に言いまくっている人間に対して、そんな僕らが守る必要あるんかな。

その元原告者が、行政には許さん、森委員に許すって、何様やという話ですよ。自分の思うことをブログで書きまくっているわけですから、私はそんな人間に対して個人情報の保護なんか必要ないと私は思うんですけども、これは個人的な見解でいいです。

質問は、非常に厳しい意見が飛んでいます。顧問弁護士、本当やったら4,000万を成功報酬を払わなあかん。これがもし弁護士が今回みたいにまけてくれる人やなかったら、「嫌です、もらいます」言うたり、「4,000万払わなあかん」となったわけでしょう。どうですか

○山上総務部長 委員おっしゃるとおり、弁護士が今回80%の減額に了解していただけなかったら、満額払う必要があったというふうに考えております。

それと、先ほどの個人情報の関係なんですけれども、本人がインターネット、ブログ等で公開しているの、情報の取得に当たっては本人の同意は必要がないというところでございます。

ただ、情報を外部に提供することにつきましては、本人の権利利益を侵害するおそれがないとは言えないことから、本人の同意は必要であるというふうに考えているところでございます。

○田畑委員 私、裁判というのが物すごく嫌いで、裁判イコールなんか筋論、美学、何か真つ当みたいな位置づけがされているこの世の中みたいなのが大嫌いで、非常に去年も改選前もくみとり券の裁判については、私だけ非常に厳しい意見を言わせてもらおうと思うんです、くみとり券でね。

着手金が250万ぐらいですか。くみとり券、約5,000万に対しての裁判についての成功報酬はこの金額からいくと恐らく200万から250万ぐらいの成功報酬を払わなあかんから、総額的に500万ぐらいになるから、回収云々を考えたら、裁判というのは非常に難しいんじゃないですかという言い方を、非常に厳しく申し上げたと思うんです。

今回のこの件については、俺、ええ勉強になったのと違うかなと思うんです。

何が言いたいかというと、今後実際何が起こるか分かれへんやないですか。額が低かったら、別にどうということはないねんけれども、今回みた

いに9億とか言い出してくると、本当に成功報酬の4,000万円と言い出したら、もうちょっとギブアップの状況になります。

例を出せば、何が起こるか分かれへんので、要は何が言いたいかというと、近隣とか、例えば副市長らは大阪府から来られているんで、この大阪府とか、大阪市とか、この府とか近隣の市町村で成功報酬の天井を決めて顧問弁護士と契約を結んでいる市町村はあるんか、ないんか、あるんやったら、できたら大阪府さんのことを教えてほしいなと思います。

○幡中副市長 委員おっしゃるとおり、各市町村、都道府県等でそれぞれ一緒のところもありますし、違う成功報酬のやり方というのもやっております。ですので、今我々のほうも、ここの弁護士報酬というのを、どうしていくかというのを、今検討しております。

また、そこについては、今までどおりいくというのではなく、何か方策といいますか、どうしていくべきかというの踏まえまして、しっかりとここは改革といいますか、いい方向に変更していきたいというふうに思っています。

ただ、何分、相手さんもいることですし、大阪府の弁護士報酬がどうなっているかというのは知っているんですけども、私がこの場で言ってしまうと、弁護士さんのほうにも了解を取っていないのに、契約内容を言うことになりますので、ちょっとそこは控えさせていただきます。

そういう情報も今取っておりますので、そういうところでしっかりと委員がおっしゃるとおり、何かいい方向に改革をしていきたいというふうに思っております。

○田畑委員 くみとり券の裁判も、また出てくるやろうし、額が全然違うので、僕は小さいことを言っているんじゃないかと、何が起こるか分かれへんので、恐らくないやろうという意見もあるか知らんですけども、恐らく行政で天井を決めている市町村はあると思います。

その天井を決めている市町村の弁護士の契約というのが、恐らく弁護士会の契約じゃなくて、個々の弁護士の契約になると思うんです。

だから、その辺のところは、今回ええ勉強にな

ったと思うので、天井を決める契約の方向で、やっぱり行政、調べて勉強して、今の顧問弁護士さんと折衝して、これからの裁判に取り組んでいったほうが、将来我々、こういう議論も、もうやらんでええと思います。

ぜひとも今回のこの機に、何が起こるか分かれへん世の中のために、その天井を決めている契約ができるのかどうかということを、ちょっと進めてほしいなと思います。これはもう意見でいいです。

○谷委員長 では、ほかに。

○大森委員 じゃ、まず最初に、引き続きそうしたら弁護士報酬の件なんですけれども、裁判は市のほうが勝ちましたけれども、行政裁判というのでいけば、一般的にはなかなか国とか自治体が負けるということは、まずないですね。

これはもう一般的に言われていることなので、それは例外はもちろんありますけれども、だから、勝ったということだけでよかったなということでもないと思います。

言うたように、この裁判をしたおかげで、大変な弁護士費用がかかってくる問題があるわけですね。その辺のところもやっぱり深く、勝って一段落ということじゃないと思うんですよね。

それと、9億円という訴額が、これが結局訴訟額が高く、弁護士費用が高くなっているのも、何で9億円になったかということですよ。

この説明をちゃんと付けてくれていますように、約1億3,000万で買った土地が、結局土地開発公社の、土地開発協会か、当時はね、買って、借金で買って金利がどんどん増えていって、8億円になったわけでしょう、8億何ぼに、8億2,000万か。

土地開発公社が8億2,000万でまた買い戻したと。金利だけが増えていって、1億3,000万のやつが金利だけが増えていって、8億何ぼになって、また買うと。その間のお金というのは、全く、まあ言うとも市民にとってはもう負担になっているわけです。

何もしていない。ただ金利だけが泉南市の財政状況を悪化させて、またそれをずっとこれを繰り返して、こういう結果になったわけでしょう。

これはもっとひどいことに、土地開発公社の塩漬け用地といわれるんやけれども、ここは事業化したわけやね、言うたら。その間に廃棄物を据えているということで、利用しているわけ、事業化しているわけ。

だから、本来で言うたら、買い戻して、そこでどういうのかな、普通財産にしてというんですか、金利が重ならんようにしてしなあかんのを……。

〔「議長、議事進行」の声あり〕

○森委員 予算と関係ないよ。

○谷委員長 大森委員、あまり予算と関係ないので、関連した質問をしてください。

○大森委員 ちょっと最後まで聞いてくださいよ。予算の中でね、そういうことなんでしょう。そういう裁判のところでは、それは裁判の判決にあるように、裁判の結果でいけば、それはそれなりの手続を踏んだから問題ありませんよという結論になっているんです。

9億円までなった経過とかというようなことを考えれば、それは訴えた側とすれば、何ぼでもそういう、今言うたような損切りしなあかんような、増えていったような状況とか、事業化せんかった問題とか、それからここにあった汚水が出て、地域の人と問題が起こったこととかね、そういう問題が幾らもあるわけでしょう。

そういうことがないようにせん限り、この裁判の、どういうのかな、高額なやつというのは出てくるわけでしょう。土地開発公社のことで、こういうことが後でいっぱい出てくるかもしれないですよ。

その辺のところを、そういうところからの教訓ですよ。ただ、裁判費用が高いということじゃなくて、市民からこうやって批判されるようなことがないようにしなあかんということも大事な教訓の1つになってくると思うので、その点ちょっとどんなふうを考えておられるのか、お答えください。

次に、子ども医療費助成制度が3,000万減額になるということですよ。これは理由を聞きたいんやけれども、多分コロナの影響があって、手洗いとかうがいがとかが徹底されてして、これはよくないことかもしれませんが、病院に行くの

を心配で人が減ったりとかがあるんだと思います。

これから、こういう傾向というのは続いていくと。コロナで病院へ行くのが嫌やというのは困るけれども、手洗いとかうがいとかいうのは、それで病気が減っていくというのはあると思います。

3,000万という金額は、今15歳までに助成していますけれども、子ども医療費助成制度をしているけれども、18歳までにするのに必要なお金が約3,000万とお聞きしているんですけども、こういうふうな3,000万という減額が出るんだったら、子ども医療費助成制度の拡充を、ぜひ考えていただきたい。

今も言うたように、これからはそういう手洗いとかうがいとか広がっていけば、医療費全体が減額していく可能性もあるしね。

そういうことでいえば、この3,000万というのは、本当に18歳までの医療費助成制度につながるような金額が減額ということになっているので、ちょっとそういう検討ができないのか、それについてお答えください。

○谷委員長 ただいまの……。

○大森委員 いや、まだちょっとあります。

それと、清掃の減額のもうちょっと詳しい中身についてお答えください。

それと、給食委託料の減額というふうにありますけれども、小学校の補償は必要ないのか。近隣の市で給食が、学校がお休みになって働いている人たちが、何ていうのかな、仕事が、首切りとかそんなことになって困っているという話があって、市のほうもちゃんと補償しなあかんという意味も含めて、委託の減額をしたというような話がありました。

その委託の状況とか、減額の状況、今も言うたように、小学校のほうの減額は出てきていないけれども、それは問題なかったのか、お答えください。

それとあと、繰越明許費で小学校の施設保全とかが出ていますけれども、ちょっとその市債も中学校の何か施設の保全みたいなものがあつたと思うけれども、小学校、中学校のこういう老朽化対策の計画みたいなやつ、ちょっと内容をお示ください。

○谷委員長 以上でいいですか。

○竹中市長 私のほうから、子ども医療費の件について、18歳までに引上げということでございますけれども、やはり子どもの医療費助成というのは、市町村で個別に、住む市が違うからといって、バラバラな状態ですするというのは、決して好ましい状態ではないと私は思っております。

これは、むしろ国の制度としてやっていただくべきだということで、大阪府の市長会を通じて国のほうには、そういう旨の要望は毎回やらせていただいているところでございます。

つきましては、私どもは、まずはこの義務教育までで、私としてはそこまでの範囲が適切であろうというふうに思っておりますので、18歳までの引上げというのは、国がそういうことをやっていただけのなら、それでいいんですけども、なければ私どもとしては、義務教育までの助成とさせていただきますというふうに思っております。

○山上総務部長 土地開発公社の件についてですけれども、土地開発公社につきましては、当時の都市基盤整備に必要なものだったと、一定の役割は果たしたものだということに考えております。

しかし、多額の負債を残して、現在も一般会計のほうで、その返済をしているというところは、一定反省すべきところもあるというふうに考えており、今後事業を行うに当たっては、きっちり計画を立てて、こういったことがないように、今後行っていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○桐岡教育総務課長 給食の委託料の減額につきましては、今回中学校の給食の委託料の減額を予定しております。

といいますのも、中学校の給食の契約につきましては、単価契約となっておりますので、4月、5月の学校休業に当たりまして、1食当たりの単価が減るので、今回減額をさせていただきます。

それに対しまして、小学校につきましては、施設を活用した調理の委託ということになっておりますので、月額契約になっておりますので、4月、5月に学校が休業になることによって、食数によって特に減額というのは発生しません。

その間、施設のメンテナンス等をやっていた
いておりますので、減額の幅というのは、中学校
委託料ほどには発生していないということになり
ます。

それと、学校の老朽化の計画につきましては、
大きい工事につきましては、令和2年度につつま
して、砂川小学校、新家小学校のトイレの改修を
実施しまして、それと西信達小学校・中学校の防
水工事を実施しております。

なお、繰越しのほうで来年度につきましては、
新家東小学校のトイレを予定しております。

以上です。

○竹本清掃課長 泉南清掃事務組合の負担金の減額
ということでございますが、さきの12月に泉南清
掃事務組合の議会で議決された減額の金額でござ
います。

内訳としましては、歳入で岬町のごみ処理部分
を受け入れたということで、600万ほどの入があ
ったと。

また、歳出としましては、清掃工場の運営委託
料の入札の減ということで、1,700万ほどの減が
あったということでございます。

大まかな部分については、その入と減、そうい
う部分でございまして、泉南市の負担分として、
総額1,943万7,000円が減額という形になっており
ます。

以上でございます。

○大森委員 子ども医療費助成制度は、やっぱり増
やすべきだ。市長がおっしゃるように、もう国の
責任でやるというのが一番大事なことで、それは
いろんな地域、住むところによって違うというの
は、それはおかしいことだと思います。

僕が問題にしたいのは、市長が15歳が適切だと
思うとおっしゃったのが、それはどういう理由な
のか。

国の責任でするべきやというんやったら、もう
それだけでいいのに、その答弁の中で、15歳まで
が適切であると。15歳以上が不適切という理由、
それをちょっと、それはどういう理由でそういう
線引きをされるのか。もう単純に義務教育とかい
うのは、ちょっと説明にならないと思うんですよ
ね。

この近隣でも幾つか18歳までしていますし、大
学、二十歳までしているところもありますしね。
子育て支援とかいろんな考え方の中で進めている
ところなので、単純に15歳までが適切だと思うと
いうのは、ちょっと説明不足だと思うので、もう
ちょっと詳しく説明してもらえますか。

それと、土地開発公社については、一定の反省
ということで、いろんな泉南市の財政状況悪化の
原因になったということで、これが間違いだった
とか何とかいうと、またこれ裁判にかかってどう
のこうのというのがあるから言われなかつたと思
うんやけれども、本当に大いに反省してね、これか
ら繰り返しこんなことがないようにしてもらいた
いというふうには思いますので、それはもうこの
答弁は結構です。

それと、清掃事務組合のやつは、僕も会議に出
させてもろうていて、質問をして申し訳なかつた
んやけれども、パッと思ったのは、ごみの収集な
んかが減ってきているのか、ごみの量が減ってき
ているのかなと思ったりしたんですけれども、コ
ロナの影響で、そんな傾向は今どうなんですかね、
あるのか、ないのか、ちょっと分かれば教えても
らいたいというふうに思います。

それと、老朽化の話で、小学校、中学校の老朽
化の、小学校のトイレの改修の予算を組まれてい
るということですが、一般質問でありましたけ
れども、ひどく老朽化した写真で質問があり
ましたけれども、ああいう予算というのは、どう
なんですか、対応できるだけの予算が今ないのか。
何でああいう形で放置されているのか。予算の組
み方はどんなふうになっているのか。ああいうこ
とがあれば、雨漏りするようなやつが残されてい
たら、どんな対応をされているのか、ちょっとそ
の辺についてお答えください。

○竹中市長 子ども医療費の件ですけれども、やっ
ぱり義務教育までは就労していないということで、
保護者の監護のもとにあるわけで、子育てのため
の経費を少しでも負担を軽くということでさせて
いただくわけです。

実際に、そこから義務教育を卒業されますと、
中には就労されている方もおられるわけですので、
そういう方との区別をするということもいきませ

るので、私としては、義務教育までが適切ではないかというふうには考えてございます。

○**桐岡教育総務課長** 学校の老朽化対策につきまして、予算につきましては、基本的に管理事業として学校に配分する予算として学校にお預けしている部分と、それから施設保全事業として、教育総務課のほうで管理しまして、学校から報告を受けた上で、現場を見て総合的に緊急度の高いところから対応するというふうな方針としております。

その中で、先日の樽井小学校なり、雨漏りににつきましては、基本的には学校の授業に影響する部分ですので、緊急度が高いと判断して、すぐに行って対応しております。

ただし、その雨漏りににつきましては、1つふさいだところで、また違うところから雨漏りはするという可能性もありますので、1つふさいで、様子を見てそこで雨漏りが止まるのであれば、上の天井板のほうをまた修理するというふうな形にしております。

1日で直して1日できれいにするというのは、ちょっと不可能な状態でありますので、直して雨漏りが完璧に止まったという時点で完了というふうに考えておりますので、長いスパンでの取組になってくるかと考えております。

以上です。

○**竹本清掃課長** ごみの収集量なんですけれども、4月、5月の第1波というんですかね、そのときには若干の増減等々がございましたけれども、全体的に見れば例年どおりの横ばい状態のごみの収集推移というふうに考えております。

ただ、きちっとした集計がまだ令和2年度出ておりませんので、そういうところで現場のほうでは対応しているというところでございます。

○**大森委員** 市長、もう1つよく分からないんですけども、中学卒業されて、もう働く方もいらっしゃいますわね。高校へ行く方もいらっしゃいますわね。

働く方には、働いてはるんやから、そういう医療費の助成はする必要がないと考えているので、そこで差が生まれると駄目なんだということで、15歳以上の方については医療費助成は必要ないということなんですかね。

それもちょっとよう分からないですね。全員が全員就労しない場合もあるやろうし、就労だってそんなに収入がたくさんあるようには思えないし、それから、早く病院に行ってもらえればそれだけ、全体のことを考えてですよ。就労する方もいらっしゃるかもしれない、18歳まで医療費助成することによって、予防対策が充実して、医療費の全体の引下げにもつながっていくわけやからね。

そういう働いている方がいらっしゃるから、医療費助成制度は必要ないというのは、どうなのかなと。今も言うたように、もう二十歳までしているところもありますしね、それは子育て支援として泉南市に、地元がたくさんの子育て世代に住んでもらおうと。

市長もおっしゃったように、15歳までやってね、そういう子育て支援が必要やおっしゃったけれども、その一環としてやっているの、15歳以上はというのは、ちょっと子育て支援とか、医療費全体のことを考えても、医療費助成制度を拡充したって問題ないというふうに思うんですけども、ちょっとその点についてもう1回お答えください。

それと、ごみの量はあまり変わっていないというふうに今おっしゃって、ちょっとこの際、聞いておきたいんですけども、コロナの感染のことで、ごみ収集のほうもいろんな気をつけてくださいというふうなことをおっしゃってまいりました。

そういう啓発みたいなことをされていたと思うんですけども、ちょっとその中身とか、そういうコロナ禍の下で、感染の心配なんかでの、そういうごみの捨て方みたいな改善とか、対策とか、取られていたら、その点についてちょっとお答えください。

○**竹中市長** 先ほども申し上げましたように、やっぱり義務教育までは、他市もそうですけれども、ほとんどの市が義務教育までの助成としておるところでございまして、それ以上となると、やっぱり先ほど申し上げましたように、就労している方もおられる。そういう方は自分で働いておられるわけですから、自分で助成を受けずにということをしていただきたいというふうに思います。

したがって、私としては、本市の医療費助成につきましては、義務教育までというふうにか

えてございます。

○竹本清掃課長 ごみの収集についての注意事項、また市民の皆さんへのお願いということですが、まずマスクとか、そういった感染が疑われるようなものについては、国からのごみの出し方というマニュアルがございまして、それもホームページを通じて、市民の皆さんにもお願いをしているというところはあります。

まず、出し方としましては、袋をきちっと縛っていただいて、飛散しないような形でそういったものについては出していただきたいということで、市民の皆さんにお願いをしているというところでございます。

以上でございます。

○谷委員長 ほかに。

○河部委員 ちょっと何点か質問させていただきますけれども、今回のこの補正については、全体的にはマイナス補正になっているんですけれども、先ほどから弁護士の報酬について、意見も聞きながら、私もこれについてちょっと自分なりの考えを述べたいと思います。

これはそもそも理事者の方は、今回出している補正については、これだけ必要やからということで、出されているのと違うかなと思うんですよ。

そやから、全体的には減額はされていますけれども、弁護士さんみたいに、これは900万必要やから、予算として出されているんですけれども、もっとやっぱり理事者として、これがなぜ必要なのかとか、資料でもってしっかりと答弁してほしいなというふうにならないうちにちょっと感じたんですよ。

これは弁護士が悪いのか、いや、訴えた市内の在住者の元原告の方が悪いのか、どこに問題があるのかということも含めて、やっぱりしっかりその予算の中身について説明してほしいし、答弁してほしいなと思うんですよ。

ちょっとその辺について、何か御見解があったらお願いします。

それと、定額給付金の関係で、約6,400万減額になっているんですけれども、これは実際、多分受け取られなかった方がいるので、これだけ余っていると思うんですけれども、実際にこれは国に返っていくと思うんですけれども、何名ぐらい

これを受け取られていないのか、数字が分かたら教えていただきたいと思います。

それとあと、JETプログラムの関係で、今回コロナの関係で来られていないんですけれども、住宅借上料を含めて、減額になっているんですけれども、実際に来られておたら、27名ぐらい来られていて、URをお借りになるというふうになら年度当初説明があったと思います。

これは実際、もうほとんど来られていないので、例えばURをもう全く借りずの状態で行ったのか、その辺の状況が分かれば教えていただきたいと思います。

○山上総務部長 私から、弁護士報酬の件について御答弁させていただきます。

委員おっしゃるとおり、誰が悪いかというのは、そこは誰が悪いとは言えないところだと考えております。

現在の規程上、この形、本来でしたら先ほども答弁させていただいたように、4,771万8,000円を市のほうが支払う必要があるというところでございます。

ただ、住民訴訟という特殊性、また現在の市の財政状況等を弁護士先生のほうも十分考慮していただいた結果、減額していただいたというところですよ。

先ほど副市長からの答弁にもありましたように、現在の規程につきましては、やはり今回この予算要求を上げさせていただく前段で、副市長からも大阪府では一定の上限を設けているというところもお聞きしましたので、現在の弁護士先生と、今後の報酬の在り方について協議をさせていただいて、一定のルールの上限も含めた規程を設けたいというふうを考えております。

○川端総合政策部長 私のほうからは、特別定額給付金の関係をお答えしたいと思います。

未申請のところなんですけれども、辞退者が10世帯で、申請前死亡者が10世帯、単身世帯ということでございました。

連絡が取れずが31世帯で、連絡なしが97世帯あったということで、要は給付の事業費の部分の減額プラスあと事務費ですね。事務費も当初は満額申請を取りあえずしていたしましたので、精算を打ち

ましたので、その分を減額させていただいて、合計で6,463万9,000円という減額をさせていただいたという結果になっております。

以上でございます。

○奥田人権国際教育課長 失礼します。JETプログラムについて、住宅の借上げの条件について説明します。

住宅の借上げについては、URさんのほうと、1戸ずつの個別の契約を結ぶことにしております。今回入国してきた方は、11月末に入国だったんですけれども、9月時点で入国できるということが分かりましたので、その時点から契約に入りまして、現在1戸だけの契約を結んでいるという状況になっています。

以上です。

○川端総務課長 先ほど、弁護士報酬の件で河部委員から御質問をいただいたんですけれども、その前に、古谷委員から年間幾ら弁護士報酬を払っているのかということに対しましてお答えしたいと思います。

年間、79万2,000円ということで、月6万円ということになっております。月6万円で消費税を入れて年間79万2,000円となっております。

いつから委任しているのかという御質問やっただと思うんですけれども、ちょっと定かでないんですけれども、昭和50年代頃から現在顧問弁護士をやっている方の、前所属していた事務所に委任してまして、それが昭和50年代ぐらいから引き続いているということになっております。

○河部委員 弁護士報酬の件ですけれども、誰が悪いということじゃなくて、私とその顧問弁護士やったら、どなたかちょっと知りませんが、悪いと思いますわ、こんな議論を聞いておたらね。その辺を言いたかったわけですよ。

だから、行政側がやっぱりもっとしっかり弁護士さんと話し合っていく話でしょう。その辺はきちっと、自分のところを出している予算なんやから、答弁してもらへんかったら、私が弁護士やったら悪いですよという話です。

それと、JETプログラムの関係ですけれども、今回URやから、1戸ずつという形になったのかもしれないけれども、これは当初、例えば教育

委員会のほうで、まとまって住宅確保できるんやったら、民間住宅も含めて計画をされておった部分もあったと思います。

これは、たまたまコロナで外国から来られなくなったということだけなんですけれども、やっぱりそれだけ確保していたら、それなりに例えば家主さんとかは、これだけ入ってくるということを前提に部屋を確保しているというパターンも含めてあるのかなと思います。

今回逆に必要ない部分ということで、行政にとってはメリットがあったとは思いますが、何か今後確保していて、急な何かで実施できなくて、人は住んでいないけれども、補償として何ぼか払わなあかんとかいうことも含めて、出てくるのかなと思います。

その辺、こういう不測の事態が起こった場合でも、こういう対応ができるのか、今後を含めて、令和3年度も予算を多分組まれていると思うので、その辺のお考えみたいな部分を含めて、ちょっと聞かせていただきたいなと思います。

○岡田教育部長 失礼します。JETプログラムの住宅についてでございますけれども、やはり当初計画としましては、最初比較的スムーズに入りやすいURさんで、そして将来は一定計画的に民間さんへということも考えてございます。

ただ、御案内のようにこのたびのこのコロナ禍にあつて、来ると考えていた時期がずれ、また来ると想定していた人数が急激に減りということで、非常に住宅確保については、難しい状況に立たされてございます。

かねて、民間住宅の関係で御相談していた宅建協会の方等に何うと、民間の場合、URじゃない場合ですと、例えば4月から何人か来る予定なんですけれどもということで、仮に2月から押さえていただくと、その2月、3月分の住宅のお代がやっぱりどうしても生じてしまいかねないですよというふうなお話もあつて、なかなかちょっと今回のコロナ禍の状況にあつては、確保が難しい状況でございます。

つきましては、今のところまだ今後もJETの関係につきましては、コロナ禍の影響をまともに受けてございまして、本当に日々状況が変わって

ございまして、4月当初というのは、今はもう事実上難しくなっているというのが、この1週間ほどの間に分かってきてもございます。

そういうちょっと不安定な中であっては、今一定空きが常にあるというような状況下でのURさんの活用というのは考えているところでございます。

もちろん将来的には、市内広いところに住んでいただければというふうには考えておりますので、このコロナ禍等の不安定な状況が落ち着くまで、状況を見極めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○竹田委員 ちょっと確認させてください。

何度も何度も弁護士報酬のところで申し訳ないんですけども、ちょっとこういう機会ですので、教えてほしいんですが、今回、9億の訴訟に対して4,700万ですが、この金額の出し方というのは、泉南市訴訟事件等の報酬に関する規程、ここからだと思います。

恐らく報酬率が、着手金、報酬金とあって、それぞれ掛け合わせた金額になっていると思うんですけども、ちょっとこの4,700万の積算根拠ですね。これを確認させていただきたいと思っております。よろしく。

○山上総務部長 報酬の積算の根拠ですけども、泉南市訴訟事件等の報酬に関する規程第4条で、その積算の規定をさせております。

経済的利益は9億円ということで、そのうち300万以下につきましては、報酬率が16%となっております。それで掛け合わせますと、報酬額が48万円、300万を超えて3,000万円以下につきましては10%の報酬率ということで、報酬額が270万円、3,000万円を超えて3億円以下が報酬率が6%ということで掛けますと1,620万円、3億円を超える分については4%ということで掛け合わせますと2,400万円ということで、合計いたしますと4,338万円となります。そこに消費税10%を乗せまして4,771万8,000円ということとなっております。

以上でございます。

○竹田委員 ありがとうございます。今言っていた

いただきました第4条の中には、その算定基準というのがありまして、その中でそれぞれ着手金、それから報酬金ですか。

これについて、今部長が披瀝していただいたとおり、やっぱり300万円以下の場合については着手金は8%で、報酬金も16%と、それ以降300万円を超える、また3,000万円を超えて3億円以下、最終的には3億円を超える部分というふうにあるわけです。

この報酬基準につきましては、行政が横並びというよりも、恐らく弁護士会が何か定めている、その基準をそのまま恐らく載せているのかなというふうに思うんですが、この点についてちょっと確認をさせていただきたいのが1つであります。

それともう1点は、この4条の2の規程の中に、報酬の金額は事件の内容により、前項の規定に従って算定した額に、それぞれ30%の範囲内で増減した額とすることができるというふうに規定されています。

要は、その報酬金額というのは、事件の内容によってこの規定によると、本来は30%の増減によって、そして額を決めるというふうに出ているということがあれば、今回80%を減じていただいたというのは、これは規定以上に要は減額していただいたと、そういうことになるのかなというふうに思うんですが、その点の確認もさせていただきたいと思っております。

○山上総務部長 まず、この報酬の基準ですけども、この基準に関しましては、弁護士のほうの、日本弁護士連合会が定めた報酬等の基準規程というのがございます。

この基準に基づいて本市のほうも規程を設けているところでございますが、この弁護士会の規程につきましては、平成16年度に廃止されまして、自由化となっております。

ただ、その廃止後は、ほとんどの弁護士事務所におきましては、この旧弁護士の報酬基準を使っているという状況で、そういったこともあり、本市におきましても、この旧弁護士の報酬規程を準用しているところでございます。

あと、先ほどの30%の増減の云々の意見についてですけども、今回のケースにつきましては、

この泉南市訴訟事件等の報酬に関する規程の第4条の第3項の規定の別に定めることができるという規定を準用して、今回この額に決定しているところでございます。

以上でございます。

○川端総務課長 先ほど部長が申しあげましたように、この規程に載っている弁護士報酬につきましては、旧の大阪弁護士会報酬規程は廃止されたんですけれども、これにのっって一応規程を定めておるわけなんですけれども、この大阪弁護士会報酬規程とかよりも若干低く当市はこの規定額を設定しております。

近隣におきましても、基準にするものがないということで、廃止されたこの大阪弁護士会報酬規程というのを基準にして、規程を定めているところが多いということでございます。

以上でございます。

○竹田委員 ありがとうございます。そうしますと、今回の件につきましては、この規程からいくと相当弁護士さんには頑張っていたんだと、そういうふうに要するに我々は基本的な認識をせなあかんということになるのかなというふうに思います。

それともう1つ、先ほど部長の答弁の中で、今後はその上限を決めるんだと、こういったお話があったわけなんですけど、この規程からいくと、そこは本当にやっぱり可能なのかなというふうに思うんですね。

9億円という、要は金額が4,700万を生んでいくわけなんですけれども、その4,700万にしても、これは普通、あまりないようなことかなというふうに思うんです。

ですから、改めて行政としては、何でこういうことが起こったのかというのは、改めてきちっと整理して、精査していただきたいというのが1つです。

あわせて、その上限を決めていくというのは、本来はこの規程からいくと、なかなか実は決めにくいことではないのかなと。

ですから、そこは顧問弁護士としてずっと雇っているというようなのは不適切かもしれませんが、顧問弁護士としてお願いして、そして通

常のいわゆる相談をしていただいて、何かの訴訟のときには、行政にかわってこういう形で顧問弁護士として、していただくわけなんですけれども、その間柄の中で、今回は900万という数字になってくるわけなんです。

果たして、本当にその中でこういった上限というのは、決められるのかなというのが、非常に疑問にも残るんですけども、その点については、改めてもう一度お伺いをしておきたいというふうに思います。

○山上総務部長 弁護士報酬の上限についてですけども、今回この弁護士の報酬額を協議する際にも、大阪府の報酬規程等も弁護士先生のほうに、こういった形で大阪府ではやっているということで示させていただいて、本市のほうもこういった形で、今後一定のルールを変更したいというところで、既にもうお話のほうをさせていただいてるところでございます。

ただ、一定の上限を設けるといたしましても、全てが全てその上限で縛られるというわけではなくて、やはりその裁判の内容によって、その上限を超えて当然支払うべきときもあるでしょうし、そういったところは、今後の弁護士先生との話合いの中で、きちり納得していただいた形の報酬規程を作成したいというふうに考えております。

以上でございます。

○竹田委員 すみません、もう質問じゃないんですけども、ですから、私が言いたいのは、先ほど要するに、今回の経緯の話をしていただいたときに、第4条の3項を使っているわけですよ。

ということは、3項を使えば、今後もその中はやっぱりきちとした話合いの中で、要は納得いただけるような金額でお願いができるという可能性が、僕はあるのかなと思いましたが、変えるところまではどうかというふうに思ったんですけども、そういう交渉をしていただいているんですしたら、今後もまた議会のほうに報告もいただければと思います。

以上です。ありがとうございます。

○谷委員長 ではほかに。

○岡田委員 よろしく願いいたします。母子福祉費の中の母子家庭等対策総合支援事業の中で、高

等職業訓練のことについて書かれているんですが、対象となる訓練というのは、たくさんあると思うんですが、泉南市独自でもあるのかというのをお聞かせいただきたいと思います。

それと、これは対象者が児童扶養手当の受給者か、同様の所得水準というふうになると、どちらかという、父子家庭のほうがちょっと利用される方が少なくなるんじゃないかなと思うので、利用状況ですね、母子家庭と父子家庭の方の、それが分かればお聞かせいただきたいと思います。

それと、土木費の中のコミバスのことなんですが、これは確認ですが、令和3年度にアンケートを取られるという、それは間違いないのか、ちょっとお聞かせいただきたいと思います。

○宮阪市民生活環境部長 土木費のコミュニティバスの件ですけれども、令和4年度から更新ということになりますので、令和3年度中にアンケートを取って、ルートであるとか、あとダイヤ、その辺を検討させていただきたいというふうに考えております。

以上です。

○谷委員長 あと、母子の件については答弁いけますか。

○岡坂家庭支援課長 母子の高等職業訓練の関係に関しましては、一応今年度に関しましては、1桁台くらいしか来ていないというふうに聞いております。

一応、就労が難しい、ひとり親の方に関しましては、いろんな講習とか、また研修とか、そういうような形で受けていただくという形にさせていただいております。

泉南市が独自ですということはありません。あくまでも府とか国の事業に則してやっているといるという形でございます。

○岡田委員 ありがとうございます。対象になる訓練の中に、13ぐらい種類があると思うんですが、その中でその他市長が認める資格というものもあると思うので、それが何についてを指しているのか、ちょっとお聞かせいただきたいと思います。

あと、これは母子家庭等対策というふうになっているんですが、平成25年度から父子も入っているんで、ちょっとこのネーミングですよ。これ

がはっきりしないんじゃないかなと思うので、これについてお聞かせいただきたいと思います。

あと、例えばその訓練期間というのは、選んだ訓練によって3年間かかるところとか、4年間かかるところとかあるんですが、例えば准看護師を受けてから、もう1回看護師を取りたいとかいうのは、オーケーなのかどうかというのも、お聞かせいただきたいと思います。

あと、コミバスのほうなんですが、アンケートを取られるということで、期間とか内容ですよ、アンケート内容。これはバスの乗客の方、今までもアンケートをされていたと思うんですが、乗られている方以外の方ですね。そういう方のアンケートの取り方というのも、ちょっとお聞かせいただきたいと思います。

○岡坂家庭支援課長 一応、看護師さんとか、保育士さんとか、そういう形で受けている方は何人かいらっしゃいます。

また、看護師さんのほうで、また新たな上のほうの資格を取るという場合であれば、その場合は一応内容を確認しながら、受けられるかどうかというのは確認をさせていただいておりますけれども、相談には乗らせていただくという形でやっております。

以上です。

○大谷市民生活環境部次長兼環境整備課長 それでは、コミュニティバスの乗客じゃない方々に対する御要望なり、どういうふうな形で反映させるかということなんですけれども、今はちょっとバス会社のほうと調整してございまして、まず各区の代表である区長さんと協議しながら、できるだけ利用されていない方々の意見も集約できるように、アンケートを進めていきたいというふうに考えてございます。

○岡坂家庭支援課長 申し訳ありません。答弁漏れがございました。

母子という形で名前が上がっている部分がございますけれども、やはりこれは父子の方もいらっしゃいますので、母子父子あわせて、ひとり親という形に変えていく方向で考えさせていただきたいと思うんですが、計画とかは今ひとり親になっている場合が多いです。

また、他市等の状況も確認しながら、どのような流れになっているかということも確認して、ネーミングは考えていきたいと思えます。

以上です。

○岡田委員 1点、市長が認めるという、そういう訓練の種類というのは、何か分かればお聞かせいただきたいと思えます。

○小井健康子ども部長 窓口に来られて、御相談される方は様々な方がいらっしゃいます。その他認めるものというのは、詳細というのは、その窓口に来られて、こういうものを受けたいとか、そういう相談に来られた場合に、それを調べて適正なら受けていただくと、そういう窓口対応で決めさせていただく。それがその他になるかなと思えます。

以上です。

○谷委員長 では、ほかに。

○堀口副委員長 1点だけ確認をさせてください。

さっきちょっと森委員のほうからも話があったんですけども、猶予特例債、これはちょっとごめんなさい、僕の記憶が間違っていたらあれなんですけれども、去年、地財法の改正で多分新設された制度やったのかなと思うんですけども、要は徴収猶予の額と、それから今回上がっている額を比較してバランスがちゃんと取れているのかどうかというのと。

それから、減収補てん債については、さっき森委員が75%交付税措置やという話になって、留保分か、留保財源分の25%を除いた75%が措置されると思うんですけども、これもある程度減収額が確定してから、地方債協議制度かなんかへかけてやる、ステップを踏むんやというふうに思うんですけども、その辺はバランス的には大丈夫なのかどうかだけ、ちょっと1点確認させてください。

○赤野財政課長兼行革・財産活用室参事 税金と市債のバランスなんですけれども、猶予債については、市税収入が約1億3,000万円、航空機燃料譲与税が1,422万円、地方消費税が2,548万5,000円で、計1億7,258万1,000円になっておるんですけども、猶予債については、1億8,000万円ということで、地方債の協議を行っております。

先ほど言いましたように、4月初旬ぐらいには、

猶予額というのを確定させまして、発行額を決めていくという形になります。

税金については、今回補正で減額とさせていただいておるんですけども、その発行要件としまして、その発行額イコール税金を下げるといような要件というのはないというふうに、大阪府のほうから聞いております。

以上です。

○堀口副委員長 ありがとうございます。要は発行額と減収額のバランスが逆転したときに、多分繰り上げ償還とかが起こってくると思うんですけども、その辺をちょっと心配したので、確認させてもらいたんですけども、その辺は大丈夫ということによろしいですかね。

じゃ、結構です。

○谷委員長 以上で本件に対する質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。———討論なしと認めます。

以上で本件に対する討論を終結いたします。

これより議案第11号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○谷委員長 御異議なしと認めます。よって議案第11号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第12号「令和2年度大阪府泉南市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）」を議題とし、質疑を行います。質疑はございませんか。———質疑なしと認めます。

以上で本件に対する質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。———討論なしと認めます。

以上で本件に対する討論を終結いたします。

これより議案第12号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○谷委員長 御異議なしと認めます。よって議案第12号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第13号「令和2年度大阪府泉南市介護保険事業特別会計補正予算（第4号）」を議題

とし、質疑を行います。質疑はありませんか。――質疑なしと認めます。

以上で本件に対する質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。――討論なしと認めます。

以上で本件に対する討論を終結いたします。

これより議案第13号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○谷委員長 御異議なしと認めます。よって議案第13号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第14号「令和2年度泉南市下水道事業会計補正予算（第2号）」を議題とし、質疑を行います。質疑はありませんか。――質疑なしと認めます。

以上で本件に対する質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。――討論なしと認めます。

以上で本件に対する討論を終結いたします。

これより議案第14号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○谷委員長 御異議なしと認めます。よって議案第14号は、原案のとおり可決されました。

以上で本日予定しておりました議案審査につきましては、全て終了いたしました。

委員各位におかれましては、慎重なる審査をいただきまして、誠にありがとうございました。

なお、本会議における委員長の報告につきましては、私に一任していただきますようお願い申し上げます。

これをもちまして、令和2年度予算審査特別委員会を閉会いたします……。

○田畑委員 大森さんの答弁で、清掃課がごみの量、変われへん言いましたやんか、言うたでしょう。あり得へんと思うんやけどな。コロナでステイホームでめちゃくちゃほかの市町村ら、ごみが増えてんのに、泉南市だけ増えへんということない思うねんけどな。それ、確認取ってくれへんか。

○谷委員長 一度確認取りまして、資料を提出する

ようにさせていただきますでしょうか。分かりました。

では、これをもちまして、閉会いたします。お疲れさまでした。

午前11時32分 閉会

(了)

委員長署名

令和2年度予算審査特別委員会委員長

谷 展 和